

岡山県中小企業振興条例（平成 23 年 12 月 27 日岡山県条例第 51 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに県、中小企業者、中小企業関連団体及び大企業者の責務又は役割を明らかにするとともに、県の施策に関する基本的事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者をいう。

2 この条例において「中小企業関連団体」とは、中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体をいう。

3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

（基本理念）

第 3 条 中小企業の振興は、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本として行われるものとする。

2 中小企業の振興は、中小企業が地域経済の発展及び雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に行われるものとする。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、企業、大学その他の研究機関、地方公共団体等の連携に努めるものとする。

(中小企業者の責務)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的にその経営の向上を図るよう努めなければならない。

(中小企業関連団体の役割)

第6条 中小企業関連団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新を促進するものであること。
- (2) 中小企業の創業を促進するものであること。
- (3) 中小企業の経営基盤を強化するものであること。
- (4) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化を図るものであること。
- (5) 中小企業者の資金調達の円滑化を図るものであること。

(振興計画)

第9条 知事は、前条の基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画（以下この条及び次条において「振興計画」という。）を策定するものとする。

2 振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中小企業の振興に関する総合的かつ計画的な目標及び施策
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、振興計画を策定するに当たっては、岡山県中小企業振興審議会（岡山県附属機関条例（昭和27年岡山県条例第92号）に基づく岡山県中小企業振興審議会をいう。）の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、振興計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、振興計画の変更について準用する。

（実施状況の公表）

第10条 知事は、毎年、振興計画に定めた施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（財政上の措置）

第11条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。